

お客さま各位

株式会社りそな銀行

このたびは弊社「りそなの遺言信託」のパンフレットをご覧いただき、誠にありがとうございます。
公証人法の改正、及び公証人手数料が変更となることから、2025年10月1日より下記のとおり
本パンフレットの記載内容が一部変更となっておりますので、読み替えをお願いいたします。

P7 公正証書遺言の作成方法（下線部分が変更箇所）

本パンフレット記載内容	変 更 後
証人2名以上の立会いのもとで、遺言者が遺言の趣旨を口授し、それを公証人が <u>筆記の上、遺言者、公証人、証人が署名押印する</u>	証人2名以上の立会いのもとで、遺言者が遺言の趣旨を口授し、それを公証人が記録し、 <u>遺言内容が正確なことにつき遺言者、証人の承認を得たうえで、遺言者、証人が署名等し、公証人が電子署名する</u>

P15 公証人手数料（ご参考）

変 更 後	
公証人手数料（ご参考）	
公正証書遺言を作成する場合の手数料は、相続人（受遺者）ごとに受取る財産の価値（証書作成に着手したときの価額）によって次のように定められています。	
2025年10月現在	
目的の価額	手数料
50万円以下	3,000円
50万円を超え 100万円以下	5,000円
100万円を超え 200万円以下	7,000円
200万円を超え 500万円以下	13,000円
500万円を超え 1,000万円以下	20,000円
1,000万円を超え 3,000万円以下	26,000円
3,000万円を超え 5,000万円以下	33,000円
5,000万円を超え 1億円以下	49,000円
1億円を超え 3億円以下	49,000円に、5,000万円までごとに15,000円を加算
3億円を超え 10億円以下	109,000円に、5,000万円までごとに13,000円を加算
10億円を超える場合	291,000円に、5,000万円までごとに 9,000円を加算
たとえば 財産額1億円を配偶者と子ども2名（長男・長女）に、法定相続分により配分する場合	
配偶者の取得財産に対して	33,000円
長男の取得財産に対して	26,000円
長女の取得財産に対して	26,000円
交付手数料（正本・謄本合計18枚の場合）*2	5,400円
遺言手数料*3	13,000円
合 計	103,400円
*2 公正証書正本又は謄本の交付手数料1枚につき300円かかります。	
*3 遺言手数料がかかる場合もあります。 ○目的の価額が1億円までは、遺言手数料が13,000円加算されます。 ○遺言の撤回には13,000円（目的の価額による手数料の半額）が下回るときはその額）かかります。	
※出張による作成の場合、日当+病床執務手数料（目的の価額による手数料の1/2）+交通費（実費）が別途必要です。	
※上記手数料は2025年10月現在のもので変更となることもございます。詳しくは公証役場でご確認ください。	

追記 ※公証人法改正に関わる遺言公正証書作成手続については公証役場により異なる場合がございます